

# 福岡県公報

平成23年6月13日  
第3266号

## 目次

### 告示(第1018号-第1025号)

- 平成23年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託  
(子育て支援課) …………… 1
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 2
- 公安委員会
- 警備業法第23条に規定する検定の実施  
(警察本部生活安全総務課) …………… 3

## 告示

### 福岡県告示第1018号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、平成23年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会

- 2 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

### 福岡県告示第1019号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年6月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女市星野村15001番3先から 八女市星野村14951番5先まで

### 福岡県告示第1020号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年6月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	北川内線 草野	八女市上陽町下横山601番1先から 八女市上陽町下横山600番先まで

### 福岡県告示第1021号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	白 木 上 辺 春 線		八女市立花町白木2677番先から 八女市立花町白木2675番先まで	3.6 ～ 7.7	77.0
			後	八女市立花町白木2677番先から 八女市立花町白木2675番先まで	5.0 ～ 28.5	77.0

#### 福岡県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年6月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	白 木 上 辺 春 線	八女市立花町白木2677番先から 八女市立花町白木2675番先まで

#### 福岡県告示第1023号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 コジマNEW福岡春日店
- (2) 所在地 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

#### 福岡県告示第1024号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 申請のあった年月日

平成23年5月17日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人ケアサポート 輝幸
- (2) 代表者の氏名  
中野 幸充
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市田主丸町牧1074番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険に関する事業と高齢者向け住宅事業を行い、高齢者の在宅生活の支援に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1025号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子援会

(2) 代表者の氏名

豊田 恭正

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市大字草木85番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中等度から軽度発達障害児に対し、保育園や幼稚園、学校、療育施設との連携を強め、早期に発見し、必要な療育を提供することで、児の生活の質を高め、より社会に適応できるよう、各種調査事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うことで、地域への啓蒙活動及び連携の強化、直接的なサービスを提供し、地域密着型の療育システムの確立に寄与することを目的とする。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第148号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成23年6月13日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

(1) 空港保安警備業務1級

(2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年9月13日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から検定を開始する。

また、全ての実技試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

(2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年9月14日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から検定を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

### (1) 空港保安警備業務1級

#### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 空港保安警備業務2級

#### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

### (1) 受付期間

平成23年8月22日（月）から同年8月24日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

### (2) 必要書類

#### ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

#### イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 検定手数料

ア 空港保安警備業務1級 16,000円

イ 空港保安警備業務2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であつても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したもの

に限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。